

不利益処分の処分基準

処 分 名		防災街区整備推進機構に対する監督命令		
根拠法令及び条項		密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 302 条第 2 項		
所 管 部 課 名		都市計画部 都市政策課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 301 条		
	基 準	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 301 条に掲げる業務を実施していないとき。		
	設定年月日	平成 9 年 5 月 9 日	最終変更年月日	
備 考				